

「ごみの持ち出し協力場所」と「町会」の関係について

01
TOPIKI

Q 質問
尼崎市は自宅前から収集する「各戸収集」を基本とし、建築された住民か、集合住宅のオーナーが本市と「持ち出し協力場所」について協議し決定するのが筋で、町会加入者の長である町会長に相談するのは、筋が違うと思うが本市の見解は？

A 答弁-経済環境局
市に相談があった場合、地域の現状を詳しく知っている存在として、町会長へ相談するようお願いしている。それぞれの状況に応じ、市がより積極的に関わるなど、地域や管理会社等と連携する中、問題解決に取り組んでいく。

松岡ようじ
の要望

「持ち出し協力場所」について町会長に相談する場合、町会加入が大前提であり、そうでない場合は、本市が直接話し合うのが筋であるが、今回の質問では私の質問に対しての答弁がされていないので今後明確にしていきたい。

密集市街地解消に向けた、本市の考え方について

02
TOPIKI

Q 質問
本市の密集市街地は、災害が起きた時の危険度が高い順に、重点密集市街地、緊急密集市街地、密集市街地の3つに区分けされているが、密集市街地の課題解消の取組として、該当地域に対しどのような働きかけをしてきたか？

A 答弁-都市整備局
重点密集市街地を中心に、勉強会やまち歩きなどを重ね、防災街区整備地区計画の策定に繋げた事例もあるが、重点密集市街地以外の地域に対しては、個別の働きかけが十分にできていないことから、地域の防災活動などをきっかけに、勉強会やまち歩きに繋げるなど、意欲を高める取組を進めていく。

松岡ようじ
の要望

密集市街地の解消に向けて、地域と行政が一体となって取り組みを進めてほしい。

コミュニティ連絡板について！

03
TOPIKI

Q 質問
コミュニティ連絡板に隣接する土地の所有者が変わり、新たな所有者に設置の了承を得られない場合は公費で移動させるべきだがどうか？

A 答弁-総合政策局
「コミュニティ連絡板維持管理運営要綱」において、「コミュニティ連絡板の移設が必要となる場合、その必要を生じさせた者に費用を負担させる」旨を定めており、**原因者負担**の考え方を変更する予定はなく、**公費で移動はしない**。

松岡ようじ
の要望

答弁にある「その必要を生じさせた者に費用を負担させる」という考え方は、土地の購入者に原因があるかのような表現となっており、考え方を変えるべき！